

令和2年5月20日
厚生労働省人材開発統括官

「能力開発基本調査業務」の実施要項の変更について

1. 事業の概要

能力開発基本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

2. 実施要項の変更に至る経緯

能力開発基本調査業務の実施要項については、第240回官民競争入札等監理委員会（令和元年11月26日）にて議了された。当該業務の入札に当たって、入札説明会を開催したところ2者出席した。その後、入札期限を4月13日に設定したところ、入札者が現れなかったことから、再度公告を行う。

3. 実施要項の変更点

再度公告を行うに当たっては、実施要項の以下の項目を変更することとする。

変更前	変更後
<p>9 （4）令和01・02・03年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」でA等級に格付けされている者であること。</p> <p>11 （9）再度入札の取扱い ① 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この再度入札は、2回まで行うことができる。 ② このため、本件入札に参加を希望する者は、開札日当日、住所、代表者名等を記載、押印し、金額欄を空白にしたものを2通持参すること。</p>	<p>9 （4）令和01・02・03年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち営業品目が「調査・研究」でA・B又はC等級に格付けされている者であること。</p> <p>（再度入札を行わないため削除）</p>

<p>(10) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い</p> <p>厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。</p>	<p>(9) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い</p> <p>厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合は、原則として、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。</p>
---	---

なお、入札参加資格を拡大した事による事業の質の確保に当たって、本事業は総合評価落札方式を採用しているため、技術審査を的確に実施することで担保する。

(参考) 入札手続きのスケジュール

区分	初回	再公告
入札公告	2/20	6/10
入札説明会	3/11	開催しない
申請書提出期限	4/13	6/23
開札	4/23	7/10